

解体工事業の技術者について

1 解体工事業の技術者（専任技術者、主任・監理技術者）について
「〇〇施工管理技士」と呼ばれる資格は、解体工事業に関して、以下のとおり3種類に大別することができます。

- A **1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、
1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（躯体）**
平成27年度以前の合格者 ⇒ **令和3年6月30日**~~令和3年3月31日~~までは技術者になることができるが、それ以降は必ず**実務経験1年以上もしくは登録解体工事講習の受講が必要**
平成28年度以降の合格者 ⇒ その資格のみで技術者になることができる
- B **2級建築施工管理技士（建築）**
平成27年度以前の合格者 ⇒ 実務経験1年以上もしくは登録解体工事講習の受講が必要
平成28年度以降の合格者 ⇒ その資格のみで技術者になることができる
- C **1級・2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士（薬液注入）**
平成27年度以前の合格者 ⇒ **令和3年6月30日**~~令和3年3月31日~~までは技術者になることができるが、それ以降は**いかなる場合も技術者になれない**
平成28年度以降の合格者 ⇒ いかなる場合も技術者になれない

2 手続の流れ

- A 解体工事業の許可の取得申請
(**令和3年6月30日**~~令和3年3月31日~~まで有効となる経過措置を用いて申請)
- B 解体工事業の許可の取得
- C 専任技術者が以下の**いずれか**を満たす
★1年以上の解体工事の実務経験
★登録解体工事講習の受講
★平成28年度以降に、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築）、2級建築施工管理技士（躯体）に合格した技術者
- D Cを満たした旨の変更届を土木事務所に提出する。必要書類は下記のとおり。
①変更届の表紙
②変更届出書（様式第22号の2）
③専任技術者証明書（様式第8号）
④Cを満たした内容の書類（I又はII）
I 解体工事の実務経験が1年以上ある場合→（1）実務経験証明書（様式第9号）
（2）実務経験期間中の常勤性の確認書類
（3）当該実務経験の工事実績が確認できる契約書等
II 登録解体工事講習を受講した場合→資格証及び登録解体工事講習修了証の写し

令和3年6月30日~~令和3年3月31日~~までに要件を満たし、上記Dの手続きを行わないと「解体工事業」の許可が取消しとなります。

3 専任技術者の変更について

専任技術者を変更する場合、**変更後の専任技術者についても上記の取扱いが適用されます**ので、変更前に充分ご確認ください。